

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

管 理 課
技術企画課

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、令和7年3月から新しい公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が適用され、令和6年度当初の労務単価と比べ、全国全職種平均で6.0%の上昇となったところです。

県では、国と同様に、3月から新労務単価にて予定価格の積算を行うこととしており、この新労務単価の上昇を確実に技能労働者の賃金引上げにつなげ、処遇改善等を図ることにより、技能労働者の確保・育成や若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えています。

つきましては、下記の事項について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

受注者におかれましては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との下請契約における適正な価格での契約の締結や、技能労働者へ適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めるようお願いいたします。さらに、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図るようお願いいたします。

2 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

県では、新労務単価の上昇を受け、以下のとおり取り扱うこととしています。

- ① 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する。
- ② 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、基準日における残工期が2か月以上ある工事については、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づくものとする。
- ③ 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日時点において工期の始期が到来していないものについても、②の運用基準の規定を準用できる。
ただし、増額スライドのみ、とする。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、上記1の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間に既に締結している請負契約及び下請業者と再下請業者の間に既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いいたします。

3 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、現場管理費率式の見直し（平成24年4月改定）により適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

受注者におかれましては、雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含めた賃金を支払い、法令が求める社会保険等に加入させるようお願いします。

また、下請業者との間でも、見積書における法定福利費の内訳明示を求めること等により、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含めた額による下請契約の締結に努めるようお願いします。

4 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若手入職者を確保した企業が円滑な技能継承を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等に繋げて処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保について更なる積極的な推進をお願いします。

5 ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされていることから、改めて適正な金額による契約締結の徹底をお願いします。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を御理解ください。

6 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、適正な請負代金による請負契約の締結をお願いします。また、下請契約においても、必要経費を含んだ適正な請負契約の締結をお願いします。

特に、令和6年度より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした請負契約を締結するようお願いします。

7 建設キャリアアップシステムによる技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものであり、早期に事業者登録及び技能者登録を進め、モデル工事の受注において現場・契約登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等を行うなど、積極的な推進をお願いします。

参考 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

（令和7年2月17日 国不入企第50号 国土交通省不動産・建設経済局長通知）

問合せ先

管 理 課（工事請負契約約款・建設業に関すること）電話：0985-26-7684

技術企画課（設計労務単価に関すること）電話：0985-26-7047